

第15回定時株主総会招集ご通知



Akatsuki

株式会社アカツキ

日 時 2025年6月25日（水曜日）午前10時

開催方法 場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）といたします。
※完全オンラインでの開催のため、実会場はございません。

議 案

第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	取締役4名選任の件
第3号議案	監査役1名選任の件

株 主 各 位

証券コード 3932

(発送日) 2025年6月9日

(電子提供措置の開始日) 2025年6月3日

東京都品川区上大崎二丁目13番30号

株 式 会 社 ア カ ツ キ

代表取締役社長 **香田 哲朗**

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://aktsk.jp/ir/>

（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「株式情報」、「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「アカツキ」又は「コード」に当社証券コード「3932」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

本株主総会は、産業競争力強化法第66条第1項及び当社定款第12条第2項に基づき、場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）といたしますので、本株主総会には、当社指定のウェブサイト（<https://web.sharely.app/login/aktsk-15>）を通じてご出席願います。

ご出席いただくために必要となる環境やお手続方法等の詳細は6頁～9頁の「バーチャルオンリー株主総会のご案内」をご確認ください。なお、当日ご出席されない場合、あるいは当日ご出席される場合でも通信障害等に備え、書面またはインターネットによって議決権を事前行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、10頁から11頁の「議決権行使のご案内」をご参照のうえ、**2025年6月24日(火曜日)午後6時まで**に議決権を行使していただきますよう、お願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2025年6月25日（水曜日）午前10時 ※総会当日は、午前9時30分頃からログイン可能となる予定です。 ※通信障害等の発生により本株主総会を上記日程で開催することが困難となった場合には、予備日である2025年6月27日（金曜日）午前10時30分より開催いたします。予備日に開催することとした場合には、当社ウェブサイト（https://aktsk.jp/ir/）において、あらためて日程等をご案内いたします。
2 開催方法	場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）とします。 完全オンラインにて開催するため、株主の皆様が実際にご来場いただける会場はありません。 当社指定のウェブサイト（https://web.sharely.app/login/aktsk-15）を通じてご出席ください。 ご出席いただくために必要となる当該ウェブサイトのURL、アクセス方法、お手続き方法等の詳細は、6頁から9頁の「バーチャルオンリー株主総会のご案内」をご確認ください。
3 目的事項	報告事項 - 第15期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 - 第15期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役4名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件

4 招集にあたっての 決定事項

- (1) 本株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法は、インターネットによるものとします。
- (2) 本株主総会に関しましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。
- (3) 本株主総会への出席に必要な通信機器類及び一切の費用については、株主様のご負担とさせていただきますことをご了承ください。
- (4) 書面（郵送）による議決権行使を行う場合には、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2025年6月24日（火曜日）午後6時までにご到着するようにご返送ください。ご返送いただいた議決権行使書において、議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。
- (5) インターネット等による議決権行使を行う場合には、パソコンやスマートフォン、携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否を2025年6月24日（火曜日）午後6時までにご入力ください。なお、行使の方法の詳細につきましては、11頁に記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照くださいますようお願い申し上げます。
- (6) 書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。なお、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- (7) 書面またはインターネットによる議決権の事前行使をされ、当日バーチャルオンリー株主総会にインターネット経由で出席し、事前の議決権行使と重複して議決権を行使された場合は、本株主総会において最後に行われたものを有効な議決権行使とし、事前の議決権行使は無効とさせていただきます。事前に議決権行使のうえ、当日バーチャルオンリー株主総会に出席されたものの、当社側で当日の議決権行使が確認できない場合には、事前の議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。事前に議決権行使をせず、当日バーチャルオンリー株主総会に出席されたものの、当社側で当日の議決権行使が確認できない場合には、棄権として取り扱わせていただきます。

- (8) 通信障害等により本株主総会の議事に著しい支障が生じる場合は、議長が本株主総会の延期又は続行を決定することができることとするため、その旨の議長一任決議を本株主総会の冒頭においてお諮りすることといたします。当該決議に基づき、議長が延期又は続行の決定を行った場合には、2025年6月27日（金曜日）午前10時30分より、本株主総会を開催いたします。その場合は、速やかにインターネット上の当社ウェブサイト（<https://aktsk.jp/ir/>）でお知らせしますので、本招集ご通知6頁から9頁の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」に従ってお手続きの上、本株主総会にご出席くださいますようお願い申し上げます。
- (9) 通信環境等の影響により、配信映像や音声が乱れ、又は一時中断されるなどの通信障害等が発生する可能性があります。当社としては、このような通信障害等によって本株主総会にご出席をされた株主様が被った不利益に関しては、一切責任を負いかねますことをご了承ください。
- (10) バーチャルオンリー株主総会へのご出席が容易となるよう、スマートフォン端末からも利用可能な専用ウェブサイトを用意し、その利便性を高めるよう努めておりますが、同ウェブサイトからのご出席が困難な株主様には、書面による事前の議決権行使を推奨しております。
- (11) 代理人による議決権行使は、他の議決権を有する株主様であって当日出席される方1名に委任する場合に限られます。詳細につきましては、本招集ご通知6頁から9頁の「バーチャルオンリー株主総会のご案内」をご確認ください。

以上

- 株主の皆様が関心をお持ちと思われる事項につきまして、事前に以下の当社ウェブサイトにて掲載させていただきます。
- 本株主総会の目的事項に関する事前のご意見、ご質問等をお受けいたします。詳細につきましては、本招集ご通知6頁から9頁の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」をご参照ください。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合には、上記インターネット上の各ウェブサイトにて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- 今後の状況変化によって、上記の内容を更新する場合には、以下の当社ウェブサイトにてお知らせしますので、適宜ご確認をお願いします。

当社ウェブサイト（<https://aktsk.jp/ir/>）

バーチャルオンリー株主総会のご案内

本株主総会は、インターネット上でのみ開催する『バーチャルオンリー株主総会』です。

株主様が実際にご来場いただく会場はございませんので、オンラインでご出席くださいますようお願い申し上げます。ご出席いただくために必要となるウェブサイトのURL、アクセス方法、お手続き方法等の詳細について、以下のとおりご案内申し上げます。株主総会当日に当社指定のウェブサイト（<https://web.sharely.app/login/aktsk-15>）からインターネット上で出席し、ライブ配信映像のご視聴、議決権行使の他、株主総会の目的事項に関する質問、動議の提出等が可能です。また、株主の皆様が関心をお持ちと思われる事項につきまして、事前に当社ウェブサイト（<https://aktsk.jp/ir/>）にて掲載させていただきます。なお、同ウェブサイト内より、事前のご意見、ご質問等をお受けしていますので、是非ご利用ください。

※同ウェブサイトのご利用に際しましては、以下の注意事項を必ずご一読ください。

1 配信日時

2025年6月25日（水曜日）午前10時から

※総会当日は、午前9時30分頃からログイン可能となる予定です。

※通信障害等の発生により本株主総会を上記日程で開催することが困難となった場合には、予備日である2025年6月27日（金曜日）午前10時30分より開催いたします。予備日に開催することとした場合には、当社ウェブサイト（<https://aktsk.jp/ir/>）において、あらためて日程等をご案内いたします。

2 アクセス方法

<接続先URL> <https://web.sharely.app/login/aktsk-15>

<必要事項> 株主番号、郵便番号、保有株式数



- ①上記のURLをご入力いただくか、右図のQRコードを読み込み、ライブ配信サイトにアクセスしてください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- ②接続されましたら、議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」を、画面表示に従って入力しログインしてください。

※議決権行使書用紙を投函する前に、「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」を、必ずお手許にお控えください。

※ご不明点に関しては、以下FAQサイトをご参照ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

3 当日の議決権行使、質問及び動議の提出方法

(1) 当日の議決権行使の方法

ログイン後、議長の指示に従って、視聴画面上の「決議」ボタンより賛否をご入力ください。

(2) 当日の質問の方法

ログイン後、議長の指示に従って、視聴画面上の「質問」ボタンより本株主総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。なお、ご質問は一人様につき、2問まで、1問あたりの文字数は150文字までとさせていただきます。ご質問内容を正確に把握できるよう、簡潔な入力にご協力をお願い申し上げます。

※当日のご質問につきましては、本株主総会の目的事項に関する質問であって、他の質問と重複しないものを中心に採り上げる予定ですが、株主総会の進行上の都合やご質問内容により全てのご質問にご回答できない場合がございます。

※株主様から寄せられたご質問等につきましては、本株主総会の目的事項に無関係であると判断されるもの、重複するもの、個人のプライバシーや名誉を侵害する可能性があるものと判断されるもの、その他公開に支障があるものを除き、本株主総会終了後、当社ウェブサイト (<https://aktsk.jp/ir/>) に掲載させていただく予定です。併せてご参照ください。

(3) 動議の提出方法

動議をご提出される場合には、議長の指示に従って、視聴画面上の「動議」ボタン内から動議の種類を選択しご入力をお願いいたします。

4 事前の意見、質問の提出方法

<接続先URL> https://web.sharely.app/e/aktsk-15/pre_question

<必要事項> 株主番号、郵便番号、保有株式数



- ①上記のURLをご入力いただくか、右図のQRコードを読み込み、事前質問受付サイトにアクセスしてください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- ②接続されましたら、議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」を、画面表示に従って入力しログインしてください。

※議決権行使書用紙を投函する前に、「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」を、必ずお手許にお控えください。

「事前質問受付」サイトより本株主総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。なお、ご意見・ご質問等は一人様につき、2問まで、文字数は1問につき150文字までとさせていただきます。

<事前質問受付期限> 2025年6月17日(火曜日)午後6時まで

※受付期間中にお送りいただいたご質問・ご意見・コメント等につきましては、本株主総会の目的事項に無関係であると判断されるもの、重複するもの、個人のプライバシーや名誉を侵害する可能性があるものと判断されるものそ

その他公開に支障があるものを除き、株主の皆様にご関心が特に高いと思われる事項を中心に、総会当日までに、当社ウェブサイト（<https://aktsk.jp/ir/>）に掲載させていただく予定です。

※受付期間終了後にお送りいただいたご質問・ご意見・コメント等につきましても、総会当日にご説明させていただく場合があります。

※全ての事前質問にご回答することが難しい場合、株主の皆様にご関心が特に高いと思われる事項や、議案に関する事項を中心に、総会当日にご説明させていただく予定ですが、株主総会の進行上の都合やご質問・ご意見・コメント等の内容により全てにお答えできない場合がございます。

5 本株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法に係る障害に関する対策についての方針の内容

本株主総会では、通信障害対策が講じられたシステムを利用し、本株主総会当日の運用に際しては、通信障害対応が可能な専門スタッフを配置いたします。

通信障害により議事に著しい支障が生じた場合に備え、本株主総会冒頭に、議長が延期・続行を決定することができる旨の議長一任決議についてお諮りすることといたします。また、通信障害が発生した場合の対応方法、対応の意思決定方法、株主様への周知方法を含む対応マニュアルを予め整備いたします。

6 本株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法としてインターネットを使用することに支障のある株主の利益の確保に配慮することについての方針の内容

インターネットを使用することに支障のある株主様に対しては事前の書面による議決権行使を推奨しております。インターネットを使用することに支障のある株主様におかれましては、お手元の議決権行使書を返送する方法により、事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

7 代理人による出席方法

議決権を有する他の株主様1名を代理人として、議決権を行使することができます。ご希望の株主様は、株主総会に先立って、当社に「代理の意思表示を記載した書面（委任状）」のご提出が必要となりますので、以下の提出先までメールアドレスをご記載のうえ、ご送付ください。委任状の様式その他必要情報については、「代理人による議決権行使等に関する問合せ先」までお問い合わせください。

<代理人による議決権行使等に関する問合せ先>

ir@aktsk.jp

<代理人に関する書類の提出先>

〒141-0021 東京都品川区上大崎2-13-30 oak meguro 8階

株式会社アカツキ 株主総会運営事務局 宛

<ご提出期限>

2025年6月20日（金曜日）午後6時必着

※提出期限までに必要書類が当社に届かなかった場合は、代理人による出席は認められませんのでご了承ください。

※ご提出いただいた書類に不備があった場合は、有効な委任としてお取り扱いできない場合がございます。

<注意事項>

1. 書面またはインターネットによる議決権の事前行使をされ、当日バーチャルオンリー株主総会にインターネット経由で出席し、事前の議決権行使と重複して議決権を行使された場合は、本株主総会において最後に行われたものを有効な議決権行使とし、事前の議決権行使は無効とさせていただきます。事前に議決権行使のうえ、当日バーチャルオンリー株主総会に出席されたものの、当社側で当日の議決権行使が確認できない場合には、事前の議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。事前に議決権行使をせず、当日バーチャルオンリー株主総会に出席されたものの、当社側で当日の議決権行使が確認できない場合には、棄権として取り扱わせていただきます。
2. 事前質問受付サイトから動議の提出はできません。
3. 同様の質問等の繰り返しや、膨大な文字量のテキストデータの送信、本株主総会の目的事項と無関係な内容や、プライバシー又は名誉を害するものその他不適切な内容を含む質問等の送信など、株主の皆様との貴重な対話の場である本株主総会の趣旨に反する場合や、本株主総会の議事の進行やバーチャルオンリー株主総会のシステムの安定的な運営に支障が生じると判断した場合には、議長の命令又は議長の指示を受けた事務局の判断により、当該株主様との通信を強制的に遮断させていただく場合がございます。
4. 当日は安定した配信に努め、通信障害が発生した場合に備え具体的な対処のマニュアルも準備しておりますが、視聴される株主様の通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害、並びに送受信に軽微なタイムラグが発生する場合がございます。
5. 株主総会当日において、株主様側の通信環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましては、一切の責任を負いかねます。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。
6. ご視聴いただく際の通信機器類、接続料金及び通信料等の一切の費用は株主様の自个負担となります。
7. 映像や画像、音声データ等の第三者への提供や公開での上映、転載・複製及びログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。
8. その他配信システムに関するご不明点に関しましては、以下FAQサイトを確認ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

【当日のログイン方法、操作方法等に関する問合せ先】

問合せ先：システム運営会社（Sharely株式会社）03-6683-7661

（受付日時：2025年6月25日（水曜日）午前9時～株主総会終了まで）

議決権行使についてのご案内

下記の2つの方法により議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使書のご郵送

行使
期限

2025年6月24日（火曜日）
午後6時到着分まで

議案の賛否を議決権行使書に
ご記入のうえ、行使期限までに到着
するようお早めにご投函ください。

※各議案につきまして、賛否の表示が
ない場合は、賛成の表示があったもの
として取り扱わせていただきます。



2. インターネット等によるご行使

行使
期限

2025年6月24日（火曜日）
午後6時まで

次ページの案内に従って、
議案に対する賛否をご入力下さい。



（機関投資家の皆様へ）

株式会社ICJの運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

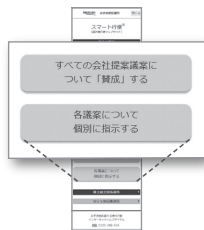
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へ進む」をクリック

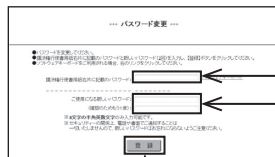
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 年末年始を除く9:00~21:00)

書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金の処分の件

当社は、2020年に創業10周年を迎えたのを機に、これまでの中長期で企業価値向上を目指すことに加え、株主の皆様への利益還元も経営の重要施策と位置づけ、当社が中長期的な成長を実現しつつ、財務の健全性を確保しながら継続した配当の実施と企業価値向上の両方を実現していくことを基本方針としております。

具体的な配当方針につきましては、当事業年度より当社は、事業環境、投資回収の進捗および各種成長施策の進捗を総合的に勘案するとともに、積極的な成長投資による利益拡大と株主還元とのバランスを一層重視する観点から、配当総額の基準となる連結株主資本配当率（DOE）を従来の年率3%から4%へ引き上げました。これを踏まえ、当社は中長期的な利益成長に応じて段階的に配当を増加させる累進配当方針を継続してまいります。なお、当該配当方針に基づく年間の配当総額は、その50%を計算対象とした事業年度の期末配当額、残りの50%を翌事業年度の間配当額とさせていただいております。

そのため、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。これにより、中間配当40円を加えた通期の配当金は、1株につき95円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金55円

配当総額は794,844,875円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月26日

第2号議案

取締役4名選任の件

取締役全員（5名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。なお、取締役候補者の選定に当たっては、独立社外取締役が過半数を占める任意の指名委員会の答申を経ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	こうだ てつろう 香田 哲朗 (1985年5月25日)	2009年6月 アクセンチュア株式会社入社 2010年6月 当社創業 代表取締役社長就任 2012年3月 当社代表取締役辞任、当社取締役就任 2013年7月 株式会社Owl Age代表取締役社長就任（現任） 2014年7月 Akatsuki Taiwan Inc.代表取締役社長就任 2020年6月 当社代表取締役社長就任（現任） 2021年6月 株式会社HykeComic代表取締役社長就任（現任） 2021年10月 株式会社フーモア社外取締役就任（現任） 2023年3月 株式会社K2Pictures社外取締役就任（現任）	2,575,000株
2	いしくら かずひろ 石倉 壱彦 (1980年7月10日)	2005年12月 あずさ監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人）入所 2014年6月 当社監査役就任 2015年3月 株式会社3ミッツ取締役就任 2018年10月 株式会社LIFE CREATE社外取締役就任（現任） 2018年11月 株式会社WARC取締役就任（現任） 2018年11月 当社執行役員就任 2021年12月 SDFキャピタル株式会社 取締役就任（現任） 2022年1月 株式会社Akatsuki Ventures代表取締役社長就任（現任） 2022年6月 当社取締役就任（現任） 2022年11月 株式会社キャスター社外取締役就任 2024年11月 EMOOTE PTE .LTD.代表就任（現任）	2,721株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	かつや ひさし 勝屋 久 (1962年4月11日)	1985年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 2000年4月 IBM Venture Capital Groupパートナー日本 代表就任 2010年8月 勝屋久事務所代表就任（現任） 2010年10月 株式会社クエストラ社外取締役就任（現任） 2014年3月 当社社外取締役就任（現任） 2018年3月 株式会社マクアケ社外取締役就任（現任） 2018年4月 エーゼロ株式会社取締役就任（現任） 2023年12月 ジオフラ株式会社取締役就任（現任）	6,000株
4	みずぐち てつや 水口 哲也 (1965年5月22日)	1990年4月 株式会社セガ・エンタープライゼス入社 2003年10月 キューエンタテインメント株式会社取締役就任 2012年3月 レゾネア株式会社代表取締役就任（現任） 2014年10月 米国人Enhance Games, Inc.(現 Enhance Experience Inc.) 設立 同社代表取締役CEO就 任（現任） 2020年6月 当社社外取締役就任（現任）	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 香田哲朗氏及び石倉孝彦氏は現在当社の取締役であり、当社における担当は、事業報告の「2. 会社の現況(3)会社役員の状況①取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。
3. 香田哲朗氏を取締役候補者とした理由は、当社創業者として強いリーダーシップを発揮し、長年にわたり当社ビジネスの発展に尽力してまいり、同氏は当社グループのさらなる成長と企業価値向上を実現するために重要な存在であると判断したためであります。
4. 石倉孝彦氏を取締役候補者とした理由は、公認会計士及び税理士の資格を保有し、企業財務及び投資における豊富な知識と経験を有しており、当社の取締役CFO及び投資領域担当として、当社グループの経営管理を行うとともに、スタートアップへの投資の推進など当社グループのさらなる成長と企業価値向上に資するものと判断したためであります。
5. 勝屋久氏及び水口哲也氏は、社外取締役候補者であります。

6. 勝屋久氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、長年にわたった事業会社でのベンチャー支援業務等を通じて、豊富な知識と経験を有しており、引き続き当該知識と経験を活かして当社の経営判断への助言・提言及び業務執行の監督等をいただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、役員候補者の選定や役員報酬の決定等に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。
7. 水口哲也氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、当社が重点領域とするゲーム事業及びその周辺事業の知識・経験が豊富であるため、引き続き当該知識・経験を活かして当社のグローバルで通用するゲーム事業の成長に向けて、当社の経営判断への助言・提言及び業務執行の監督等を期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、役員候補者の選定や役員報酬の決定等に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。
8. 勝屋久氏及び水口哲也氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって勝屋久氏が11年3か月、水口哲也氏が5年となります。
9. 当社は、勝屋久氏及び水口哲也氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する最低責任限度額に限定する契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
10. 当社は、全ての取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することになる損害賠償金等が填補されることになり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、各候補者が取締役就任した場合には、各取締役は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を次回更新時において同様の内容で更新する予定であります。
11. 当社は、勝屋久氏及び水口哲也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
12. 代表取締役社長香田哲朗の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社Owl Ageが保有する株式数も含んでおります。

【ご参考】

第2号議案が承認された場合の当社取締役及び当社執行役員のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	役職	企業 経営	ESGサ スティ ナビリ ティ	ゲーム 事業	コミック 事業	投資	法務 コンプ ライア ンス IT	財務 会計	人事 労務 人材 開発
香田哲朗	代表取締役社長	○	○		○				○
石倉竜彦	取締役	○	○			○	○	○	
勝屋久	社外取締役	○	○			○			○
水口哲也	社外取締役	○	○	○					
田中勇輔	執行役員			○			○		
徳山文晟	執行役員						○		
飴野廣人	執行役員		○				○		

※上記一覧表は、各取締役及び各執行役員が有するすべての知見・経験を示すものではありません。

第3号議案

監査役1名選任の件

監査役岡本健太郎氏は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
おかもと けんたろう 岡本 健太郎 (1975年5月1日)	1998年4月 ロイター・ジャパン株式会社（現 リフィニティブ・ジャパン株式会社）入社 2008年12月 弁護士登録 2009年1月 柳田野村法律事務所（現 柳田国際法律事務所）入所 2014年9月 松田綜合法律事務所 入所 2015年9月 骨董通り法律事務所 入所 米国ニューヨーク州弁護士登録 2018年7月 骨董通り法律事務所 パートナー就任（現任） 2021年6月 当社社外監査役就任（現任） 2022年10月 一般社団法人ジャパン・コンテンツ・ブロックチェーン・イニシアティブ 監事就任（現任）	—

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 岡本健太郎氏は、社外監査役候補者であります。
3. 岡本健太郎氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は直接会社経営に関与した経験はありませんが、骨董通り法律事務所のパートナーとして、主にエンターテインメント業界における知的財産権の分野に関して豊富な知識と経験を有しております。また、企業経営・経営法務・コーポレートガバナンス・コンプライアンス等に関する豊富な知識と経験を有しており、その知識と経験を活かして専門的な見地から監査を受けることを期待したためであります。
4. 当社は、岡本健太郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する最低責任限度額に限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

5. 当社は、全ての監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することになる損害賠償金等が填補されることになり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、候補者が監査役に就任した場合には、監査役は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を次回更新時において同様の内容で更新する予定であります。
6. 岡本健太郎氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって4年となります。
7. 当社は、岡本健太郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

以上

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用や所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されております。ただし、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響や、通商政策などアメリカの政策動向による影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクに十分注意する必要があります。

そのような状況の中、当社グループが属するゲーム業界を取り巻く環境につきましては、2024年の世界のゲーム市場の収益はマクロ経済が厳しい状況にもかかわらず、前年比で2.1%増加の1,877億ドルと予測されており、その中でも最も大きな割合を占めているモバイルゲームにつきましては前年比3.0%増の926億ドルの市場規模へ成長することが見込まれております。また2027年までに世界のゲーム市場の収益は2,133億ドルに成長することが見込まれているため、引き続きグローバルで成長し続ける業界であると考えられております。（出典：Newzoo「Global Games Market Forecast」）

また、コミック事業を取り巻く環境につきましては、2024年の国内コミック市場全体で前年比1.5%増の7,043億円と過去最高を更新しております。その中でも電子コミック市場の伸長率は年々ゆるやかになっているものの、前年比6.0%増の5,122億円と成長しております。（出典：公益社団法人全国出版協会「出版指標」）さらに、当社グループが提供を始めた縦読みフルカラーコミック「ウェブトゥーン」の世界市場は、2030年に54億ドル規模にまで成長すると予想されております。（出典：QYResearch）

当社グループは今後、さらなる成長を加速させるため、責任と権限を一体化して事業を運営するベンチャーグループを目指し、2023年3月期においてゲーム事業とコミック事業の分社化及びDawn Capital 1号投資事業有限責任組合の組成等を進め、国内市場に閉じたプロジェクトへの事業投資を凍結し、グローバルポテンシャルを持つ大型プロジェクトへ集中投資することで、長期間の継続運営で大きなリターンを目指してまいりました。当社グループの主力事業であるゲーム事業では、既存タイトルの堅実な運用の他、3D×マルチデバイス×多言語を見据えた大型プロジェクトにリソースの大部分を集中させ、新規開発タイトルへの積極的な投資を進めてまいりました。また、コミック事業では当初予算内で検証フェーズを継続し、作品制作および他社プラットフォームでの販売強化を優先する方針のなか、有名クリエイターとの協業によるオリジナル作品の制作を進めてまいりました。また、2025年3月には株式会社NTTドコモが主体の海外向けマンガ配信サービス「MANGA MIRAI」を米国にてリリースしております。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高23,652百万円（前期比1.3%減）、営業利益3,915百万円（前期比46.3%増）、経常利益4,233百万円（前期比49.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益1,646百万円（前期比27.8%増）となっております。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

(ゲーム事業)

当社グループのゲーム事業につきましては、より高いクオリティとユーザー体験にこだわり、タイトルを厳選して開発・運用していく方針の下、既存タイトルの堅実な運用と、3D×マルチデバイス×多言語を見据えた大型プロジェクトにリソースの大部分を集中させ、新規開発タイトルへの積極的な投資を進めてまいりました。主力タイトルである株式会社バンダイナムコエンターテインメントとの協業タイトル「ドラゴンボールZ ドッカンバトル」につきましては、世界同時キャンペーンや国内版10周年イベントなど、国内外で複数の大型イベントを開催し、日米仏を含む10の国と地域にてストアセールスランキング（注）1位を獲得しました。また、株式会社スクウェア・エニックスとの協業タイトル「ロマンシング サガ リ・ユニバース」では、同IPのゲームコンテンツとのコラボ施策や新章開始記念イベント、12月には6周年イベントを開催し、コアファンを引きつける長期目線での安定運営を継続してまいりました。

しかしながら、既存タイトルのポートフォリオの見直しや新規タイトルのリリースに向けた開発の加速に伴い研究開発費が増加したことにより前年比で減収・減益での着地となりました。

この結果、当連結会計年度においては、売上高21,237百万円（前期比5.5%減）、セグメント利益4,033百万円（前期比0.6%減）となっております。

（注）ストアセールスランキング：App Store またはGoogle Playのセールスランキング

(コミック事業)

当社グループのコミック事業につきましては、当初予算内で引き続き検証フェーズを継続し、作品制作および他社プラットフォームでの販売強化を優先する方針のもと、有名クリエイターと協業によるオリジナル作品の制作及び出版に注力し、オリジナル作品数を堅調に積み上げております。また、オリジナル作品の他社プラットフォームへの展開や、映像化による原作漫画の閲覧数増加に伴って、関連作品の販売が堅調に推移し、売上高の伸長につながっております。さらに、2025年3月には株式会社NTTドコモが主体の海外向けマンガ配信サービス「MANGA MIRAI」を米国にてリリースしており、本サービスに係る開発及び運営業務の受託も当期業績に貢献しております。

この結果、当連結会計年度においては、売上高1,136百万円（前期比49.6%増）、セグメント利益98百万円（前期はセグメント損失415百万円）となっております。

(その他)

当社グループのその他事業はIPソリューション事業等が含まれており、主力のオンラインくじ販売サービス Slash Giftにおいて、実施したくじの本数や開設アカウント数が増加し順調に成長いたしました。

この結果、当連結会計年度においては、売上高1,278百万円（前期比75.7%増）、セグメント利益178百万円（前期はセグメント損失135百万円）となっております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は345百万円で、その主なものは、パソコン購入等の有形固定資産の取得に係るもの71百万円、ゲーム開発に要するソフトウェアの取得等の無形固定資産の取得に係るもの274百万円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分		第12期 (2022年3月期)	第13期 (2023年3月期)	第14期 (2024年3月期)	第15期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売上高	(百万円)	26,273	24,336	23,972	23,652
経常利益	(百万円)	7,867	5,207	2,834	4,233
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	5,193	1,342	1,288	1,646
1株当たり当期純利益	(円)	381.62	98.97	104.01	114.22
総資産	(百万円)	46,079	53,156	52,043	54,632
純資産	(百万円)	38,236	38,752	40,211	41,455
1株当たり純資産	(円)	2,826.63	2,842.89	2,773.05	2,851.11

(注) 「1株当たり純資産」及び「1株当たり当期純利益」の算定上、株式給付信託（J-ESOP）により信託口が保有する当社株式を「期末の普通株式の数」及び「普通株式の期中平均株式数」において控除する自己株式に含めております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分		第12期 (2022年3月期)	第13期 (2023年3月期)	第14期 (2024年3月期)	第15期 (当事業年度) (2025年3月期)
売上高	(百万円)	25,760	25,382	22,792	23,138
経常利益	(百万円)	7,519	6,789	4,459	1,432
当期純利益又は当期純 損失（△）	(百万円)	4,922	3,589	3,454	△2,719
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失（△）	(円)	361.74	264.66	278.79	△188.59
総資産	(百万円)	45,521	53,249	52,890	51,263
純資産	(百万円)	37,627	40,300	43,872	40,713
1株当たり純資産	(円)	2,781.52	2,957.87	3,028.22	2,800.88

(注) 「1株当たり純資産」及び「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）」の算定上、株式給付信託（J-ESOP）により信託口が保有する当社株式を「期末の普通株式の数」及び「普通株式の期中平均株式数」において控除する自己株式に含めております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 もしくは 受入出資金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社アカツキゲームス	100百万円	100.0	ゲームの開発及び運用受託
Akatsuki Taiwan Inc.	3,000万 台湾ドル	100.0	海外用アプリの開発及び運用受託
株式会社アカツキ福岡	5百万円	100.0	ゲームの運用受託
株式会社HykeComic	50百万円	100.0	コミック事業
株式会社Akatsuki Ventures	50百万円	100.0	投資事業有限責任組合の運営管理
Dawn Capital 1 号投資事業有限 責任組合	6,000百万円	99.7	投資・インキュベーション領域
EMOOTE PTE. LTD.	2 百万 米ドル	100.0	投資・インキュベーション領域

- (注) 1. 当社の連結子会社は7社であります。
2. 上記以外に非連結子会社が11社あります。
3. 当連結会計年度末日において特定完全子会社はありません。
4. Dawn Capital 1 号投資事業有限責任組合の議決権比率については、当社及び子会社からの出資割合を記載しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループが属するゲーム業界及びコミック業界につきましては、市場が拡大しているものの、新規参入企業の増加に伴い競争環境も激化しております。

このような状況の下、当社グループといたしましては継続的に良質なゲームタイトル及びオリジナル作品を市場に投入し、また多様化するユーザーの嗜好に応える組織体制を整える必要があると考えております。また、今後の規模拡大に伴いコーポレート・ガバナンスの強化も重要な課題として認識しております。

以上を踏まえ、当社グループとしましては、以下の具体的な課題に取り組んでまいります。

① 海外市場展開の強化

当社グループは、国内だけでなく、今後より一層の成長が見込まれる海外市場に当社グループのゲームやコミック作品を提供していく必要があると考えており、その上でApple Inc.やGoogle Inc.等が運営する各アプリマーケット上において、当社グループのゲームやコミック等の作品を提供していく必要があると考えております。具体的には、各地域の国民性や言語、デバイスの普及状況などに鑑みて、海外情勢等を慎重に検討した上で今後も海外市場に通用するゲームタイトルの開発・運営に取り組むとともに、コミック事業においては当社のオリジナル作品の制作や翻訳を進めてまいります。

② ユーザー獲得の強化

当社グループは、当社グループが提供するゲームコンテンツやHykeComicのユーザー数の増加が、業績拡大のための重要な要素であると考えております。当社グループは、これまでもデータ分析結果等を通じてマーケティングを実行してきておりますが、マーケティング施策の精度向上や新しいプロモーションの取り組み、ユーザーエンゲージメントを高める各種施策などにより、広告宣伝に関する費用対効果を維持・向上させつつ、積極的なマーケティングを実施することによりユーザー数の維持・増加を図ってまいります。

③ 新技術への対応

当社グループは、技術革新が激しい業界において継続的に成長を遂げるためには、新技術への対応を適時に行うことが重要な課題であると考えております。したがって、現在、マルチデバイスや3Dに対応したゲームの開発等が進んでおりますが、当社グループとしては、主にゲーム事業において新たな技術を活かしたゲーム開発等を行うなど、新技術に適時に対応していくことが必要であると認識し、必要な対応や積極的な投資を行ってまいります。

④ 優秀な人材の確保

当社グループは、市場の拡大、新規参入企業の増加、ユーザーの多様化に迅速に対応していくためには、優秀な人材の確保及び育成が必要であると考えております。しかし、優秀な人材は、他社とも競合し、採用が難しい状況が発生する可能性もあると考えております。

当社グループは、採用部門に配置する人員数を充実させるとともに、積極的に採用イベントの開催等を実施し、当社グループの認知度を向上させ、優秀な人材の確保につなげたいと考えております。また、人材育成に関しては社内外の研修プログラムを充実させるとともに、目標管理制度や1on1制度などの導入をしており、このような取り組みを会社の魅力として、世の中に訴求していくことも重要であると考えております。

⑤ ゲームの安全性及び健全性の強化

ゲームにおいては、ゲーム内アイテム等をオークションサイト等において売買するリアル・マネー・トレードや、不適切な水準での有料アイテム出現確率に関する問題、未成年による課金問題等が社会的な問題となっております。当社グループは、こうした状況を踏まえ、ゲーム業界の健全性や成長性を損なうことのないように対応していくことが、重要な課題であると認識しており、各種法的規制や業界団体の自主規制を遵守しております。また、業界団体からの情報収集を適時に行うことで、法的規制や新たな法令の制定に適切に対応していくことが重要であると考えております。

⑥ システム管理体制の強化

ゲームやコミックのユーザーは、インターネットへ接続可能なモバイル端末等を利用するため、インターネットへのアクセスが可能であれば、時間や場所を問わず利用することが可能となっております。このため、多数のユーザーが同時にアクセスした場合、システムに一時的に負荷がかかり、ゲームの提供やコミック閲覧環境に支障が生じることがあります。当社グループは、システム稼働の安定性を確保することが重要であると認識しており、システム管理やシステム基盤の強化に継続的に取り組んでまいります。

⑦ 組織体制の強化

当社グループが、今後更なる業容拡大を図るためには、事業環境の変化に適応しつつ、持続的な成長を支える組織体制・内部管理体制の強化が重要であると考えております。当社グループとしましては、内部統制の実効性を高めるための環境を整備し、コーポレート・ガバナンスを充実していくことにより、内部管理体制の強化に取り組んでまいります。また、不測の事態となった場合でも外部専門家と連携して適切に対応できる体制の強化に取り組んでまいります。これにより、組織的な統制・管理活動を通じてリスク管理の徹底とともに業務の効率化を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

事業区分	事業内容
ゲーム事業	ゲームの企画、開発、運営
コミック事業	電子書籍の企画、制作、配信

(6) 主要な事業所 (2025年3月31日現在)

① 当社

本社	東京都品川区
----	--------

② 主要な子会社

株式会社アカツキゲームス	本社：東京都品川区
Akatsuki Taiwan Inc.	本社：台湾台北市
株式会社アカツキ福岡	本社：福岡県福岡市
株式会社HykeComic	本社：東京都品川区
株式会社Akatsuki Ventures	本社：東京都品川区
Dawn Capital 1 号投資事業有限責任組合	本社：東京都品川区
EMOOTE PTE. LTD.	本社：シンガポール

(7) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
ゲーム事業	455 (200) 名	34名減 (29名減)
コミック事業	12 (8) 名	－名－ (－名－)
その他	5 (2) 名	1名減 (1名増)
全社	31 (18) 名	1名減 (4名減)
合 計	503 (228) 名	36名減 (32名減)

(注) 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（契約社員、アルバイト含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

② 当社の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
32 (17) 名	1名減 (3名減)	37.3歳	6.0年

(注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（契約社員、アルバイト含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社りそな銀行	2,000
株式会社みずほ銀行	1,000

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 45,090,400株
- ② 発行済株式の総数 14,517,100株
- ③ 株主数 5,206名
- ④ 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
香田 哲朗	1,475,000	10.21
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1,401,500	9.70
ソニーグループ株式会社	1,400,000	9.69
株式会社コーエーテックモホールディングス	1,130,000	7.82
株式会社Owl Age	1,100,000	7.61
株式会社サンクピア	972,100	6.73
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	376,400	2.60
株式会社日本カストディ銀行	343,200	2.37
塩田 元規	335,000	2.32
J.P.MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 381528	319,206	2.21

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (65,375株) を控除して計算しております。
2. 株式給付信託 (J-ESOP) により信託口が保有する当社株式32,156株は、自己株式数に含めておりません。なお、当該信託口が所有している当社株式は、連結計算書類及び計算書類において自己株式として表示しております。
3. 上記株式数のうち、信託業務に係る株式数は以下のとおりであります。
- | | |
|--------------------|------------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 | 1,401,500株 |
| 株式会社日本カストディ銀行 | 343,200株 |

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第8回新株予約権	
発行決議日		2018年7月12日	
新株予約権の数		22個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式	2,200株
		(新株予約権1個につき)	100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みを要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり	469,600円
		(1株当たり)	4,696円)
権利行使期間		2020年7月12日から 2028年7月11日まで	
行使の条件		(注) 1	
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	22個
		目的となる株式数	2,200株
		保有者数	1名
	社外取締役	新株予約権の数	－個
		目的となる株式数	－株
		保有者数	－名
	監査役	新株予約権の数	－個
		目的となる株式数	－株
		保有者数	－名

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について「新株予約権割当契約書」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。なお、上記但書にかかわらず、当社は取締役会の決議によって取得事由の生じた本新株予約権の行使を認めることがない旨確定することができるものとし、かかる決議がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権は行使できなくなるものとする。
 - ② 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は行使されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
 - ③ 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
 - ④ 権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して発行される株式数は整数（当社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数の整数倍）でなければならない。1株（当社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数）未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行わない。
2. 上記のうち、取締役1名が保有している第8回新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	香田 哲朗	当社CEO 株式会社Owl Age 代表取締役社長 株式会社HykeComic 代表取締役社長 株式会社フーモア 社外取締役 株式会社K2Pictures 社外取締役
取締役	戸塚 佑貴	当社ゲーム事業担当 株式会社アカツキゲームス 代表取締役社長
取締役	石倉 壱彦	当社CFO兼投資・インキュベーション担当 株式会社LIFE CREATE 社外取締役 株式会社WARC 取締役 SDFキャピタル株式会社 取締役 株式会社Akatsuki Ventures 代表取締役社長 EMOOTE PTE .LTD. 代表
取締役	勝屋 久	勝屋久事務所 代表 株式会社クエストラ 社外取締役 株式会社マクアケ 社外取締役 エーゼロ株式会社 取締役 ジオフラ株式会社 取締役
取締役	水口 哲也	レゾネア株式会社 代表取締役 Enhance Experience Inc. 代表取締役CEO
常勤監査役	加藤 祐太	監査法人Verita 社員
監査役	片山 英二	阿部・井窪・片山法律事務所 パートナー 株式会社リアルゲイト 社外監査役
監査役	岡本 健太郎	骨董通り法律事務所 パートナー 一般社団法人ジャパン・コンテンツ・ブロックチェーン・イニシアティブ 監事

- (注) 1. 取締役勝屋久氏及び取締役水口哲也氏は、社外取締役であります。
2. 監査役加藤祐太氏、監査役片山英二氏及び岡本健太郎氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役加藤祐太氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役片山英二氏及び岡本健太郎氏は、弁護士資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は取締役勝屋久氏、取締役水口哲也氏、監査役加藤祐太氏、監査役片山英二氏及び監査役岡本健太郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役、監査役及び管理職以上の従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務に関する損害賠償請求が填補されることとなります。なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為や法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因する損害等については、これらを填補の対象外としております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の額

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合しているものと判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、各取締役について、固定報酬としての基本報酬(金銭報酬)のみを支払うこととする(ただし、使用人兼務取締役における使用人としての給与分については含まれない)。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

- c. 取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
当社取締役の種類別の報酬割合については、基本報酬を100%とする。
- d. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
個人別の報酬額については取締役会決議によってこれを決定し、その権限の内容は各取締役の基本報酬の額とする。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数 (名)	基本報酬の額 (百万円)
取締役 (うち社外取締役)	5 (2)	101 (15)
監査役 (うち社外監査役)	4 (3)	28 (25)
合 計 (うち社外役員)	9 (5)	129 (40)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2014年6月30日開催の第4回定時株主総会（決議当時の取締役員数は3名、定款上の員数は3名以上）において、年額500百万円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2014年6月30日開催の第4回定時株主総会（決議当時の監査役員数は1名、定款上の員数は3名以内）において、年額50百万円以内と決議いただいております。
4. 上表には、2024年6月25日開催の第14回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役勝屋久氏は、勝屋久事務所の代表、株式会社クエストラの社外取締役、株式会社マクアケの社外取締役、エーゼロ株式会社の取締役及びジオフラ株式会社の取締役であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。
- ・社外取締役水口哲也氏は、レゾネア株式会社代表取締役及びEnhance Experience Inc.の代表取締役CEOであります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。
- ・社外監査役加藤祐太氏は、監査法人Veritaの社員であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。
- ・社外監査役片山英二氏は、阿部・井窪・片山法律事務所のパートナー及び株式会社リアルゲイトの社外監査役であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。
- ・社外監査役岡本健太郎氏は、骨董通り法律事務所のパートナー及び一般社団法人ジャパン・コンテンツ・ブロックチェーン・イニシアティブの監事であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 勝屋 久	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。主に長年にわたった事業会社でのベンチャー支援業務等を通じた見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に組織面に関する課題等について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役 水口 哲也	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。主に当社が重点領域とするゲーム事業及びその周辺事業での豊富な知識・経験から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に事業戦略及び経営判断に関して専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役 加藤 祐太	2024年6月25日就任以降に開催された取締役会9回の全て、監査役会10回の全てに出席いたしました。取締役会において、主に会計・内部統制に関する豊富な知識と経験を有しており、その知識と経験に基づく専門的な見地からアドバイスを行っております。監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役 片山 英二	当事業年度に開催された取締役会12回の全て、監査役会14回の全てに出席いたしました。取締役会において、主にガバナンスに関する豊富な知識と経験を有しており、その知識と経験に基づく専門的な見地からアドバイスを行っております。監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。また主にコンプライアンスの観点から適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役 岡本 健太郎	当事業年度に開催された取締役会12回の全て、監査役会14回の全てに出席いたしました。取締役会において、主にエンタテインメント業界における知的財産権の分野及び経営法務、コーポレート・ガバナンス等に関して豊富な知識と経験を有しており、その知識と経験に基づく専門的な見地からアドバイスを行っております。監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	46
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社であるAkatsuki Taiwan Inc.については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。
4. 当事業年度における上記報酬の額以外に、前事業年度に係る追加報酬が3百万円あります。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 取締役は、誠実かつ公正に職務を遂行し、透明性の高い経営体制の構築を図る。
- b. 取締役は、原則として毎月1回開催する定時取締役会、及び必要に応じて開催する臨時取締役会により、経営事項の審議及び決議を迅速に行うとともに、各取締役の職務の執行を監督する。
- c. 基本行動理念を定め、取締役及び使用人の企業倫理に対する意識を高め、法令及び企業の社会的責任に対する自覚を促す。
- d. 取締役及び使用人に対し、「コンプライアンス推進規程」に準拠した行動が身につくよう継続的に指導する。
- e. 「内部通報制度運用規程」を適切に運用し、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の内部通報の仕組みを構築する。
- f. 金融商品取引法等に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制構築を推進する。
- g. 反社会的勢力・団体には毅然として対応し、一切の関係を持たない。
- h. 使用人に対し、必要な研修を定期的に実施する。また、関連する法規の制定・改正、当社及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、速やかに必要な研修を実施する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 情報資産を保護し正確かつ安全に取扱うために定めた「情報セキュリティ管理規程」及び「文書管理規程」を遵守し、情報管理体制の維持、向上に努める。
- b. 「文書管理規程」に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録、監査役会議事録、計算書類、稟議書、契約書、その他重要書類を、関連資料とともに所定の年数保管し管理する。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、法務部がリスク管理の主管部門として、「リスク管理規程」に基づき、全てのリスクを総括的に管理する。
- b. 大地震などの突発的なリスクが発生し、全社的な対応が重要である場合は、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、速やかに措置を講ずる。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づいて取締役の合理的な職務分掌を定め、職務執行の効率化を図るとともに、「職務権限表」に基づき、チェック機能を備えた上での迅速かつ効率的な意思決定を実現する。
- b. 決裁及びデータ管理の電子化を進め、業務効率向上に努める。
- c. 組織及び部門目標の明確な付与と評価制度を通して、経営効率の向上に努める。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. 当社及び当社子会社については、当社の経営方針・経営戦略の周知徹底、適切な管理調整・支援を行うとともに、当社子会社の取締役等及び使用人が法令及び定款を遵守して職務を執行することができる体制を整備する。
- b. 当社子会社の取締役等が職務を効率的に執行し、職務の執行に係る事項を遅滞なく当社へ報告することができる体制を整備する。
- c. 当社子会社のリスク管理に関する規程その他の体制を整備する。
- d. 当社子会社の業務については、当社子会社の監査役が監査を行うとともに、当社の内部監査室が定期的に監査を行い、業務処理が適正に行われていることを確認する。また、当社の監査役はこれらの結果を踏まえ、必要に応じて自ら調査を行う。
- e. 反社会的勢力への対応も含めたコンプライアンス体制の整備につき、当社子会社を指導するとともに、当社子会社への教育、研修等を実施し、グループ全体のコンプライアンスの徹底に努める。

⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- a. 監査役から、監査役の職務を補助すべき使用人の設置を求められた場合には、監査役と協議の上、管理部門に在籍する使用人の中からスタッフを任命し、当該補助に当たらせる。
- b. 当該使用人が監査役の職務を補助するに当たって監査役から命令を受けた事項については、当該使用人は取締役の指揮・命令を受けない。
- c. 補助使用人の人事異動及び考課、並びに補助使用人に対する懲戒処分については、監査役の同意を得るものとする。

⑦ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

a. 重要会議への出席

監査役は、監査役会が定める監査計画及び職務の分担に従い、取締役会の他、各種社内委員会その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。

b. 取締役の報告義務

<1>取締役その他役職者は、定期的に、自己の職務執行の状況を監査役に報告する。

<2>取締役は監査役に対して、法令が定める事項の他、次に掲げる事項をその都度直ちに報告する。

- ・財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定等の内容
- ・業績及び業績見直しの内容
- ・内部監査の内容及び結果
- ・内部通報制度に基づく情報提供の状況
- ・行政処分の内容
- ・上記に掲げるものの他、監査役が求める事項

c. 使用人による報告

使用人は、監査役に対して次に掲げる事項を直接報告することができる。また、当社子会社の取締役、監査役及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者も、当社グループの監査役に直接報告をすることができる。

- ・当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実
- ・重大な法令または定款違反の事実

⑧ 当社の監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行ったことを理由として、当該報告をした者に対し、不利な扱いを行うことを禁止し、また、懲戒その他の不利益処分の対象になることがないことを周知徹底する。

⑨ 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと合理的に認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑩ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a. 代表取締役社長、内部監査室、会計監査人等と監査役の連携

代表取締役社長、内部監査室、会計監査人等は、監査役会又は監査役の求めに応じ、それぞれ定期的及び随時に監査役と意見交換を実施することにより連携を図るものとする。

b. 外部専門家の助言

監査役会又は監査役が監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家に助言を求める機会を保障する。

c. 社外監査役の起用

監査役会には、法令に従い、社外監査役を含めるものとし、公正かつ透明性を確保する。

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況は、以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行

当社は「取締役会規程」に基づき、原則として毎月1回取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。また、社外取締役が2名在籍しており、取締役会における当社取締役の職務執行の監督機能を強化しております。なお、当事業年度においては、取締役会を12回開催いたしました。

② コンプライアンス

当社が社会的信頼を確保し、さらなる発展を遂げるためには、全社的なコンプライアンス体制の強化及び推進が不可欠であると認識しております。そのため、当社において「コンプライアンス推進規程」を定め、その周知徹底を図りました。また、法令違反その他のコンプライアンスに関する社内相談・報告体制として「内部通報制度運用規程」を定め、その周知徹底を図りました。

③ リスク管理

当社は、リスクの軽減及び損失の最小化を図るため、「リスク管理規程」を定めており、全社的なリスク管理体制を強化しております。また、弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士などの外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、問題となりうる事項の早期発見に努めております。なお、当社の内部監査室が関連部署を内部監査することで、リスク管理体制全般の適切性、有効性について問題がないことを確認いたしました。

④ 監査役の監査

監査役は、株主総会、取締役会に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通じて、経営に対する適正な監視を行いました。また、内部監査室及び会計監査人と綿密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上に努めました。

(6) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、2020年に創業10周年を迎えたのを機に、これまでの中長期で企業価値向上を目指すことに加え、株主の皆様への利益還元も経営の重要施策と位置づけ、当社が中長期的な成長を実現しつつ、財務の健全性を確保しながら継続した配当の実施と企業価値向上の両方を実現していくことを基本方針としております。

具体的な配当方針につきましては、当事業年度より当社は、事業環境、投資回収の進捗および各種成長施策の進捗を総合的に勘案するとともに、積極的な成長投資による利益拡大と株主還元とのバランスを一層重視する観点から、配当総額の基準となる連結株主資本配当率（DOE）を従来の年率3%から4%へ引き上げました。これを踏まえ、当社は中長期的な利益成長に応じて段階的に配当を増加させる累進配当方針を継続してまいります。なお、当該配当方針に基づく年間の配当総額は、その50%を計算対象とした事業年度の期末配当額、残りの50%を翌事業年度の間配当額とさせていただいております。

その結果、当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき55円とさせていただきます。

なお、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第15期 2025年3月31日現在
資産の部	
流動資産	41,252
現金及び預金	28,377
売掛金	4,252
契約資産	1,371
預け金	4,923
その他	2,328
固定資産	13,379
有形固定資産	403
建物及び構築物	272
工具、器具及び備品	130
その他	0
無形固定資産	0
ソフトウェア	0
その他	0
投資その他の資産	12,976
投資有価証券	11,375
繰延税金資産	6
その他	1,594
資産合計	54,632

科目	第15期 2025年3月31日現在
負債の部	
流動負債	7,378
買掛金	763
1年内返済予定の長期借入金	1,000
未払法人税等	2,492
契約負債	949
賞与引当金	349
その他	1,823
固定負債	5,798
社債	2,000
長期借入金	3,100
繰延税金負債	275
その他	423
負債合計	13,177
純資産の部	
株主資本	40,032
資本金	2,780
資本剰余金	2,779
利益剰余金	34,734
自己株式	△261
その他の包括利益累計額	1,079
その他有価証券評価差額金	957
為替換算調整勘定	121
新株予約権	326
非支配株主持分	17
純資産合計	41,455
負債及び純資産合計	54,632

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第15期 2024年 4 月 1 日から 2025年 3 月31日まで
売上高	23,652
売上原価	9,954
売上総利益	13,698
販売費及び一般管理費	9,782
営業利益	3,915
営業外収益	697
受取利息	92
持分法による投資利益	77
暗号資産売却益	469
その他	58
営業外費用	379
支払利息	37
為替差損	50
投資事業組合運用損	2
暗号資産評価損	272
その他	16
経常利益	4,233
特別利益	1,751
投資有価証券売却益	1,695
資産除去債務戻入益	38
新株予約権戻入益	17
特別損失	1,403
固定資産除却損	0
投資有価証券評価損	1,074
投資有価証券清算損	3
減損損失	324
税金等調整前当期純利益	4,581
法人税、住民税及び事業税	2,935
法人税等調整額	1
当期純利益	1,645
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)	△1
親会社株主に帰属する当期純利益	1,646

連結株主資本等変動計算書

第15期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	2,779	2,778	34,243	△261	39,540
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	0	0			1
剰余金の配当			△1,156		△1,156
親会社株主に帰属する当期純利益			1,646		1,646
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					－
連結会計年度中の変動額合計	0	0	490	△0	491
当連結会計年度末残高	2,780	2,779	34,734	△261	40,032

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換 算調 整勘 定	その他の包括 利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	273	169	442	209	18	40,211
連結会計年度中の変動額						
新株の発行						1
剰余金の配当						△1,156
親会社株主に帰属する当期純利益						1,646
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	684	△48	636	116	△1	751
連結会計年度中の変動額合計	684	△48	636	116	△1	1,243
当連結会計年度末残高	957	121	1,079	326	17	41,455

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 7 社
- ・ 主要な連結子会社の名称 株式会社アカツキゲームス
Akatsuki Taiwan Inc.
株式会社アカツキ福岡
株式会社HykeComic
株式会社Akatsuki Ventures
Dawn Capital 1 号投資事業有限責任組合
EMOOTE PTE. LTD.

② 非連結子会社の状況

- ・ 主要な非連結子会社の名称 Akatsuki Entertainment USA, Inc.他10社
- ・ 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社はいずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 1 社
- ・ 主要な会社等の名称 サイカ・コレクティブ株式会社

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 主要な会社等の名称 Akatsuki Entertainment USA, Inc.他20社
- ・ 持分法を適用しない理由 当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ. 棚卸資産

仕掛品

個別法に基づく原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 暗号資産に係る会計処理の方法

暗号資産の期末評価

活発な市場が存在する場合

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）

③ 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～38年

工具、器具及び備品 2年～15年

ロ. 無形固定資産

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

・市場販売目的のソフトウェア

見込販売有効期間（2年）に基づく定額法

④ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業であるゲーム事業の主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

（ゲーム事業）

当社グループの主たる事業であるゲーム事業は、当社グループ又は他社が配信したゲームにおいて、ユーザーがゲーム内で課金を行い、課金により獲得したゲーム内通貨を利用（消費）してゲーム内で使用するアイテムやキャラクター等を取得しており、当社グループ又は他社によるアイテムやキャラクター等のユーザーへの引渡しを履行義務としております。

当該履行義務は、ユーザーがゲーム内通貨を利用（消費）してアイテムやキャラクター等を取得した時点において、財又はサービスが移転するため、当該時点で収益を認識しております。

⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は在外子会社等の期末日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、為替差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

2. 表示方法の変更にに関する注記

（連結貸借対照表）

前連結会計年度まで「流動資産」の「その他」に含めていた「預け金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

なお、前連結会計年度の「流動資産」の「その他」に含まれる「預け金」は6百万円であります。

また、前連結会計年度まで「固定負債」の「その他」に含めていた「繰延税金負債」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

なお、前連結会計年度の「固定負債」の「その他」に含まれる「繰延税金負債」は0百万円であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、次のとおりです。

投資有価証券の評価

イ. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

非上場株式（関係会社株式を除く） 6,027百万円

ロ. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

非上場株式の評価において、投資先企業の財務状況やその他の非財務情報、資金調達の状況等を踏まえて、超過収益力の毀損の有無を基に判断をしております。市場の変化や予測できない経済及びビジネス上の前提条件の変化によって個々の投資に関する状況の変化があった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類における投資有価証券の評価において、重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記
有形固定資産の減価償却累計額

599百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	14,516,100株	1,000株	－株	14,517,100株

(注) 普通株式の増加1,000株は、新株予約権の行使による増加であります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	97,463株	68株	－株	97,531株

(注) 1. 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り68株による増加であります。
2. 自己株式の株式数には、株式給付信託（J-ESOP）により信託口が保有する当社株式（当連結会計年度期首32,156株、当連結会計年度末32,156株）が含まれております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年6月25日 定時株主総会	普通株式	578百万円	40円	2024年3月31日	2024年6月26日
2024年11月8日 取締役会	普通株式	578百万円	40円	2024年9月30日	2024年12月6日

(注) 2024年6月25日定時株主総会決議及び2024年11月8日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託（J-ESOP）により信託口が保有する当社株式に対する配当金がそれぞれ1百万円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	794百万円	55円	2025年3月31日	2025年6月26日

(注) 2025年6月25日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託（J-ESOP）により信託口が保有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

(4) 新株予約権に関する事項

当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 219,720株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、原則として安全性の高い金融資産又は上場会社やベンチャー企業への投資により余資運用する方針であります。必要な資金の調達に関しては、原則として自己資金によっておりますが、必要に応じて銀行等からの借入による資金調達を実施する方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は主にベンチャー企業への投資に関するものであります。そのうち、時価のあるものについては市場価格の変動リスクに晒されており、時価のないものについては投資先企業の財政状態の悪化などによる減損のリスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

有利子負債である社債及び借入金は、主に運転資金に関わる資金調達を目的としたものであります。このうち一部は、変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、取引先ごとの期日管理及び残高管理の徹底を行うことにより、信用リスクの低減を図っております。

ロ. 市場リスク（時価変動及び減損リスク）

投資有価証券については、時価のあるものについては定期的に時価を把握し、時価のないものについては、主として非上場株式であるため、定期的に投資先企業の財務状況等を把握することで減損懸念の早期把握や軽減を図っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、財務部が適時に資金繰り計画を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、投資有価証券に含まれておりません（注）2. 参照）。また現金は注記を省略しており、預金、売掛金、預け金、買掛金、1年内返済予定の長期借入金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	1,911百万円	1,911百万円	－百万円
(2) 社債	(2,000)	(1,953)	△46
(3) 長期借入金	(3,100)	(2,999)	△100

(注) 1. 負債に計上されているものについては、()で示しております。

2. 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（注1）	6,670百万円
組合出資金（注2）	2,792
合計	9,463

（注）1. 非上場株式については、市場価格がないため、時価開示の対象とはしていません。

2. 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,459	—	—	1,459
社債	—	100	—	100
その他	—	—	352	352

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	1,953	—	1,953
長期借入金	—	2,999	—	2,999

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券（株式）

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

投資有価証券（社債）

これらの時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローと基準金利等適切な指標を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

投資有価証券（その他）

これらはSAFE等の投資であり、過去の取引価格を基礎として、金融商品の価値に影響を与える事象を考慮して、直近の時価を見積もっており、レベル3に分類しております。

社債及び長期借入金

変動金利によるものは、市場金利を反映しており、また、当社の信用状態は社債発行後又は借入実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の社債発行又は借入を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しております。これらの取引については、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	サービス区分別			合計
	ゲーム事業	コミック事業	その他	
顧客との契約から生じる収益	21,237	1,136	1,278	23,652
その他の収益	－	－	－	－
外部売上高	21,237	1,136	1,278	23,652

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1. 連結計算書類の作成のための基礎となる重要な事項に関する注記等「(4)会計方針に関する事項 ⑤ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度末
顧客との契約から生じた債権	4,252	4,252
契約資産	771	1,371
契約負債	443	949

(注) 期首時点の契約負債443百万円は、当連結会計年度の収益等として計上されております。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 2,851円11銭

(2) 1株当たり当期純利益 114円22銭

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた当連結会計年度末の普通株式及び1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除する他、株式給付信託（J-ESOP）により信託口が保有する当社株式（当連結会計年度末32,156株、期中平均株式数32,156株）を控除して算定しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表

科目	第15期 2025年3月31日現在
資産の部	
流動資産	36,174
現金及び預金	24,308
売掛金	3,923
契約資産	1,371
前払費用	1,356
預け金	4,923
その他	291
固定資産	15,089
有形固定資産	340
建物	237
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	103
無形固定資産	0
ソフトウェア	0
その他	0
投資その他の資産	14,747
投資有価証券	5,840
関係会社株式	774
出資金	14
関係会社出資金	5,045
長期貸付金	9,861
その他	380
貸倒引当金	△7,169
資産合計	51,263

科目	(単位：百万円) 第15期 2025年3月31日現在
負債の部	
流動負債	5,218
買掛金	1,073
1年内返済予定の長期借入金	1,000
未払金	147
未払費用	7
未払法人税等	2,402
契約負債	231
預り金	17
賞与引当金	44
その他	294
固定負債	5,331
社債	2,000
長期借入金	3,100
繰延税金負債	231
負債合計	10,549
純資産の部	
株主資本	39,538
資本金	2,780
資本剰余金	2,779
資本準備金	2,779
利益剰余金	34,239
その他利益剰余金	34,239
繰越利益剰余金	34,239
自己株式	△261
評価・換算差額等	849
その他有価証券評価差額金	849
新株予約権	326
純資産合計	40,713
負債及び純資産合計	51,263

招集
ご通知

株主
総会参考書類

事業
報告

連結
計算書類

計算
書類

監査
報告

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第15期 2024年 4 月 1 日から 2025年 3 月31日まで
売上高	23,138
売上原価	12,698
売上総利益	10,440
販売費及び一般管理費	2,854
営業利益	7,585
営業外収益	217
受取利息	134
貸倒引当金戻入益	71
その他	11
営業外費用	6,370
支払利息	28
社債利息	9
為替差損	28
貸倒引当金繰入額	5,776
投資事業組合運用損	511
その他	15
経常利益	1,432
特別利益	1,723
投資有価証券売却益	540
関係会社株式売却益	1,154
資産除去債務戻入益	10
新株予約権戻入益	17
特別損失	3,073
固定資産除却損	0
投資有価証券評価損	272
関係会社株式評価損	2,723
減損損失	76
税引前当期純利益	82
法人税、住民税及び事業税	2,788
法人税等調整額	13
当期純損失	△2,719

株主資本等変動計算書

第15期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金計		
当期首残高	2,779	2,778	2,778	38,115	38,115	△261	43,412
当期変動額							
新株の発行	0	0	0				1
剰余金の配当				△1,156	△1,156		△1,156
当期純損失				△2,719	△2,719		△2,719
自己株式の取得						△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							－
当期変動額合計	0	0	0	△3,875	△3,875	△0	△3,874
当期末残高	2,780	2,779	2,779	34,239	34,239	△261	39,538

	評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計		
当期首残高	250	250	209	43,872
当期変動額				
新株の発行				1
剰余金の配当				△1,156
当期純損失				△2,719
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	599	599	116	715
当期変動額合計	599	599	116	△3,158
当期末残高	849	849	326	40,713

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|-----------------|--|
| ① 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② その他有価証券 | |
| 市場価格のない株式等以外のもの | 事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| 市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法
なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。 |

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7年～38年
車両運搬具	6年
工具、器具及び備品	2年～15年

② 無形固定資産

- ・ 自社利用のソフトウェア
社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
- ・ 市場販売目的のソフトウェア
見込販売有効期間（2年）に基づく定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業であるゲーム事業の主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

（ゲーム事業）

当社の主たる事業であるゲーム事業は、当社又は他社が配信したゲームにおいて、ユーザーがゲーム内で課金を行い、課金により獲得したゲーム内通貨を利用（消費）してゲーム内で使用するアイテムやキャラクター等を取得しており、当社又は他社によるアイテムやキャラクター等のユーザーへの引渡しを履行義務としております。

当該履行義務は、ユーザーがゲーム内通貨を利用（消費）してアイテムやキャラクター等を取得した時点において、財又はサービスが移転するため、当該時点で収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

（貸借対照表）

前事業年度まで「流動資産」の「その他」に含めていた「預け金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

なお、前事業年度の「流動資産」の「その他」に含まれる「預け金」は6百万円であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、次のとおりです。

投資有価証券及び関係会社貸付金の評価

イ. 当事業年度の計算書類に計上した金額

非上場株式（関係会社株式を除く） 2,378百万円

貸倒引当金 7,169百万円

ロ. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

非上場株式（関係会社株式を除く）については、連結計算書類の「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記」に記載した内容と同一です。

貸倒引当金については、債務超過となった関係会社への貸付金の評価は、回収不能見込額として債務超過相当額に対して貸倒引当金を計上しております。今後関係会社の業績が変動した場合、翌事業年度の貸借対照表において、貸倒引当金の金額に影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 365百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権 226百万円

② 長期金銭債権 9,861百万円

③ 短期金銭債務 945百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	2,036百万円
仕入高	10,193百万円
販売費及び一般管理費	98百万円
営業取引以外の取引高	533百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	97,463株	68株	－株	97,531株

- (注) 1. 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り68株による増加であります。
2. 自己株式の株式数には、株式給付信託（J-ESOP）により信託口が保有する当社株式（当事業年度期首32,156株、当事業年度末32,156株）が含まれております。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	114百万円
賞与引当金	13百万円
貸倒引当金	2,259百万円
減価償却超過額	12百万円
投資有価証券	1,246百万円
関係会社株式	1,333百万円
その他	21百万円
繰延税金資産小計	5,001百万円
評価性引当額	△4,839百万円
繰延税金資産の合計	162百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△390百万円
その他	△2百万円
繰延税金負債合計	△393百万円
繰延税金負債の純額	△231百万円

(2) 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社アカツキゲームス	(所有) 直接100.0	資金の貸付 役員の兼任 運営委託	資金の貸付 (注1、2)	3,000	長期貸付金	6,500
				利息の受取 (注1)	33	—	—
				運営委託 (注3)	10,191	買掛金	933
子会社	株式会社HykeComic	(所有) 直接100.0	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注1、4)	—	長期貸付金	2,000
子会社	EMOOTE PTE. LTD.	(所有) 直接100.0	資金の貸付	資金の返済 (注1、5)	644	長期貸付金	1,196

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
2. 長期貸付金に対し、5,302百万円の貸倒引当金を計上しております。
3. 取引金額については、市場価格に基づき交渉の上、決定しております。
4. 長期貸付金に対し、1,372百万円の貸倒引当金を計上しております。
5. 長期貸付金に対し、474百万円の貸倒引当金を計上しております。

9. 収益認識に関する注記

連結計算書類の「連結注記表 7. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 2,800円88銭
(2) 1株当たり当期純損失 188円59銭

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた当事業年度末の普通株式及び1株当たり当期純損失の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除する他、株式給付信託(J-ESOP)により信託口が保有する当社株式(当事業年度末32,156株、期中平均株式数32,156株)を控除して算定しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書		2025年5月19日
株式会社アカツキ 取締役会 御中	有限責任 あずさ監査法人 東京事務所 指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員 指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	
	公認会計士	岡 野 隆 樹
	公認会計士	新 保 哲 郎
監査意見		
当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アカツキの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。		
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アカツキ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。		
監査意見の根拠		
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。		
その他の記載内容		
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。		
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。		
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。		
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。		
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。		

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書		2025年5月19日
株式会社アカツキ 取締役会 御中	有限責任 あずさ監査法人 東京事務所 指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員 指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 岡 野 隆 樹 公認会計士 新 保 哲 郎
監査意見		
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アカツキの2024年4月1日から2025年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。		
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。		
監査意見の根拠		
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。		
その他の記載内容		
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。		
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。		
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。		
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。		
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。		

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第15期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月20日

株式会社アカツキ 監査役会

常勤監査役 加藤 祐太 ㊟

社外監査役 片山 英二 ㊟

社外監査役 岡本 健太郎 ㊟

以 上